

(沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、沖繩の電力用途の石炭に係る石油石炭税の免除措置の新設

沖繩にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除する。

二、羽田 沖繩離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長

宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を平成十六年三月三十一日まで一年延長する。

三、施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、航空機燃料税の軽減措置の延長についての規定は同年四月一日から施行する。